

3月は「自殺対策強化月間」

☎ 保健福祉センター元気 100 歳健康支援係 (☎ 44-4560)

3月には就職や進学、転勤など生活環境が大きく変わること、気づかないうちに心身に大きな負荷がかかっている場合があります。こころや身体の不調を感じたときは、ひとりで抱え込まずに誰かに相談しましょう。人に話すことで、心が軽くなるかもしれません。



☎ 電話相談

相談機関	連絡先	受付日時
町保健福祉センター	☎ 0197-44-4560	☎～☎ 午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※土日・祝日除く
奥州保健所	☎ 0197-22-2831	☎～☎ 午前 9 時～午後 4 時 30 分 ※土日・祝日除く
チャイルドライン 18 歳までの子供がかけける電話	☎ 0120-99-7777	午後 4 時～9 時
いのちの電話	☎ 0120-783-556	午後 4 時～9 時 ※毎月 10 日は午前 8 時から 24 時間対応
よりそいホットライン	☎ 0120-279-226	24 時間対応

💬 SNS 相談

年齢・性別を問わず相談できます		10 代 20 代の女性のための相談窓口
「生きづらびっと」	「あなたのいばしょチャット相談」	「10 代 20 代の女の子専用 LINE」
「生きづらびっと」 友だち登録▶ 	「あなたのいばしょ チャット相談」▶ 	「10 代 20 代の女の子 専用 LINE」友だち登録▶

※上記以外でも相談できる窓口があります。また、上記の対応時間や曜日等の詳細はこちらから確認できます。

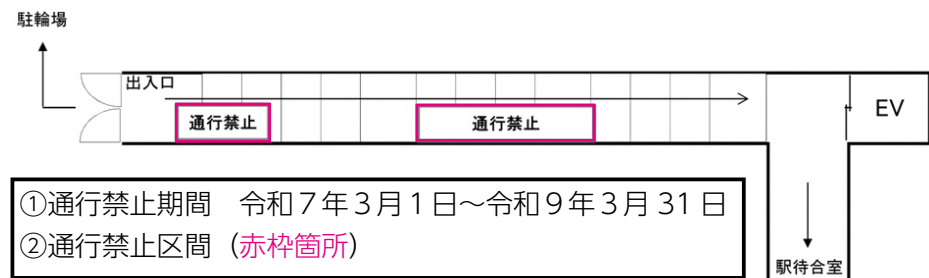
◀「まもろうよこころ」
厚生労働省特設サイト

金ケ崎駅東西交流施設西口の一部通行止めのお知らせ

☎ 商工観光課商業係 (内線 2331)

金ケ崎駅東西交流施設の西口につきまして、雨漏りの原因確認、修繕工事实施のため、下記期間は一部区間の通行ができません。

ご迷惑をおかけしますが、駅をご利用される際は、通行禁止区間を避けてご通行いただくかエレベーターをご利用くださいますようお願いいたします。

【要購入前申請】
金ケ崎町省エネ家電買換えキャンペーンが始まります！！

☎ 生活環境課環境対策係 (内線 2133)

町では、家庭におけるエネルギー価格等の物価高騰による経済的負担の軽減及びエネルギーの利用に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減を図るため、住宅用として省エネ家電の買換えを行った町民に対し、予算の範囲内で補助します。

■受付開始日：4月23日(水)

■申請方法：申請に必要な書類を添えて、金ケ崎町役場庁舎 1 階生活環境課窓口にて提出してください。

(1) 金ケ崎町省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書※押印不要 (2) 購入計画書 (及び添付書類)

①購入する省エネ家電の見積書の写し ②メーカー名、製品名及び型式番号、省エネ基準達成率(目標年度)が確認できる書類 ③リサイクル処理を行う省エネ家電の保証書の写し又は品質表示板が確認できる写真 ④申請者本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)の写し

■対象家電：エアコン(2027 年度省エネ基準達成率 100%以上であること) 冷蔵庫(2021 年度省エネ基準達成率 100%以上であること)

■補助額：上限 5 万円(補助率：3 分の 1)

【試算例】本体価格⇒145,000 円(税抜き)の場合

 $145,000 \div 3 = 48,333 \text{ 円} \Rightarrow \text{補助金額 } 48,000 \text{ 円 (千円未満切捨て)}$

■留意事項：

①申請受付は、役場の開庁日及び開庁時間となります。なお、電子メールや郵送での申請は受付しません。

②補助金の申請は、先着順となり、予算額に達し次第、受付を終了します。

③買い換え前の家電の廃棄を行わない(新規購入や増設)場合は、対象外となります。

④家電販売店における店頭で購入したものに限り対象となります。

⑤申請できる家電は、エアコン又は冷蔵庫のどちらか 1 台のみとなります。

その他詳細については、町ホームページをご確認ください。

★省エネラベルを確認▶



町 HP ▶



金ケ崎農業振興地域整備計画の見直しを行います！

☎ 農林課農政係 (内線 2214)

町では「金ケ崎農業振興地域整備計画」を策定し、概ね 5 年ごとに見直しを行っていて、令和 7 年度は計画の見直しの時期となります。

■農振除外とは

農業振興地域には、農用地として利用するための「農用地区域」を定めており、優良な農地の保全のため、農業以外の目的での利用を制限しています。このため農用地区域内の土地を農地以外に利用するときは、農地転用の許可申請の前に農用地区域からの除外手続き(農振除外)が必要となります。農振除外はその土地でなければならない明確な理由がある場合など条件があります。また、農振除外は原則として定期見直しの時期にしかできませんので、今後 5 年間で農用地区域内において住宅建築などの農業以外の利用を予定している場合や、農機具格納庫などの農業用施設の建設を予定している場合は、ご相談ください。

■受付期間 3月17日(月)～4月30日(水)

■提出書類 ①農業振興地域整備計画に基づく農用地利用計画の変更申出書②事業計画書③登記事項証明書・謄本④公図の写し⑤案内図(縮尺 1,500 ～ 5,000 分の 1 程度の地図に申出地を表示したもの)⑥転用目的に応じた図面など(平面図、立面図、配置図等)⑦その他申出の内容により、町長が必要と判断する書類

※申し出には具体的な計画が必要です。なお、除外の決定は令和 8 年 3 月頃の見込みですが、県との協議・同意が必要なため、決定時期は未確定です。また、必ず除外できるとは限りませんので、見込みで事業着手することは決してしないで下さい。